Q3.貸付金の償還に関すること

- Q1. 緊急小口資金等特例貸付資金の償還とは何ですか?
- A1. 「償還」とは「返済」のことです。新型コロナ感染症の影響により生活に困窮し緊急小口 資金等特例貸付を借りた方で、償還免除の要件に該当しない場合は、貸付金を返済い ただく必要があります。
- Q2. 私は免除の対象になりません。いつから償還が始まりますか?
- A2. 令和3年12月までに送金完了した小口、総合(初回)は、令和5年1月から開始します。それ以降に送金完了した小口、総合(初回)は、送金完了した月の翌月から1年後に開始します。
- Q3. 小口と総合支援資金の両方を借りていますが、償還免除の対象とならない場合は、両方 とも償還しなければならないのですか?
- A3. 両方償還いただく必要があります。
- Q4. 全部まとめて(4 資金とも)償還が始まるのですか。
- A4. ※多くの方が、下記期間に当てはまりますが、申込頂いた内容によって異なる場合がございます。
 - 小口、総合(初回)は令和5年1月から、総合(延長)は令和6年1月から、総合(再貸付)は令和7年1月から、それぞれ免除にならなかった場合に償還が開始されます。
 - ※令和 4 年 1 月以降に送金完了した小口、総合(初回)は、送金完了月の翌月から 1 年後に償還が開始されます。